

## 大分県 の 地 籍 図

Research Notes

櫻井成昭

## はじめに

大分県は、旧国でいえば豊前国南部（下毛・宇佐郡）と豊後国全域からなる。明治四年、豊前国は小倉県、豊後国は大分県となった。成立当初、小倉県では大区小区制を採用せず、県内を百三の区に分けた。同県で大区小区制が採用されたのは、明治六年一月一日のこと、下毛郡が第七大区、宇佐郡の駅館川西部が第八大区、同川東部が第九大区となった<sup>1)</sup>。一方、大分県では成立段階から大区小区制が採用され、明治八年三月に町村の統廃合があり、『豊後国区画村町一覽』によれば九町一〇〇九村が八町七九二村になったという。こうした明治時代初頭の町村統合は、明治一一年〜一八年に完成した旧大分県各郡の「郡村誌」（大分県立図書館蔵）で知ることができる。そして、明治九年四月に小倉県が福岡県と合併し、さらに同年八月に旧小倉県南部の下毛・宇佐の二郡が大分県へ編入され、ここに現在の大分県が成立した。なお、以下では明治九年八月以前の大分県については、旧大分県と呼ぶこととする。

さて、明治時代作成の地籍図については、壬申地券地引絵図・地租改正地引絵図・地籍編成地籍地図・地押調査更正地図（以下、各々壬申絵

図、地租改正絵図、地籍地図、更正地図と呼ぶ）の四種が作成されたことが知られている（佐藤一九八六）。大分県における明治時代作成の地籍図に関しては、これまで十分な検討がなされてきたわけではない。そのなかで、大分県での地籍図作成に関わる研究としては出田和久氏の研究〔出田一九八九〕を嚆矢とし、臼杵市立図書館蔵の地籍図の検討を通して、明治時代に作成された各種の地籍図の特徴を提示された三河雅弘氏・川名禎氏の研究〔三河・川名二〇〇五〕がある。三河氏・川名氏の研究は、現在の所、大分県の地籍図に関する唯一の包括的研究といえる。

小稿は、このような諸研究をふまえ、大分県における明治時代作成の地籍図について、伝存状況および特色を示すことを目的とする。特に、これまで未調査に近い状況にあった小倉県の地籍図を中心に、各種地籍図の作成状況と特徴を改めて触れることとしたい。その意味で、小稿は一つのモノグラフであること、また臼杵市立図書館蔵の地籍図類および旧臼杵藩領に関する地籍図類については、別に論考があるため省略したことを、あらかじめお断りするとともに、御了解いただきたい。

### ① 壬申地券地引絵図について

壬申絵図と次項の地租改正絵図は、現在の大分県成立以前に作成されたことから、旧大分県と小倉県にわけて述べることにしたい。

#### (1) 旧大分県

##### ① 作成状況

明治初頭の法令を編集した『縣治概略』(大分県立図書館蔵)をみると、明治五年一〇月二日に「地券のさとし」を布告し、十一月八日に「地券取調ニ付派出説諭」の官員を各大区に派遣し、地券の取調と住民への説諭が行われたという(『縣治概略』第二)。壬申地券の発行は、明治六年一〇月一〇日を終了予定としていたが、期限までに終了したのは第二大

区(速見郡)と第六大区(直入郡)のみで、最終的には十一月二日に終了し、十一月一四に大蔵省に届書を提出している(『縣治概略』第四)。なお、壬申絵図の作成経緯は明確でない。

##### ② 特徴

旧大分県の壬申絵図もしくはそれに関わるものとして、既に臼杵市立図書館蔵の六点の地籍図が確認されている。そして、これらの地籍図の特徴として、田畑屋敷が同一色で塗られていること、地番のみが記されること、山間部の区画では土地の畦畔が二重線で表記されていることなどが指摘されている(三河・川名二〇〇五)。

これに加えて、旧大分県の壬申絵図に関わる絵図として、まず速見郡山口村・同郡米子瀬村の絵図(いずれも現杵築市山香町、大分県立歴史



写真1 速見郡山口村絵図



写真2 速見郡米子瀬村絵図

博物館蔵、写真1・2) および国東郡安国寺村の絵図(現国東市国東町、個人蔵)が挙げられる。

山口村と米子瀬村の絵図についてであるが、両図とも年代や署名などは記されていないが、外題にある山口村と米子瀬村の村名は、『速見郡村誌』によれば、明治八年三月まで存続した村名である。また、旧大分県では明治八年七月二十九日付の「丁第拾九号 地租改正実地丈量間竿云々達」で、土地丈量の基礎といふべき間竿が六尺に統一される(『縣治概略』第九)など、明治八年段階は地租改正事業が中途とみられることから、二つの絵図は壬申絵図に關わる絵図と位置づけられる。一方、安国寺村の絵図は、内題に「明治六年調之」とあり、これら三点の絵図は図中の記述から壬申絵図と推測されるものである。

そこで、絵図の内容をみると、山口村と米子瀬村の絵図は、原則として一筆ごとに地番のみが記され、地目に応じた着色がなされ、田畑は同一色である。

次に、安国寺村の絵図については、出田氏の研究〔出田二〇〇九〕がある。本図の詳細な分析は氏の研究を参照いただきたいが、その特徴について瞥見しておきたい。内容をみると、原則として一筆ごとに地番と地目、所有者が記され、地目に応じて着色される。田畑は同一色で塗られ、本図では小物成が地目の一つとして独立している。また、山林部分では樹種の違いを意識して樹木が描かれ、寺院などが詳細に描かれていることが特徴として挙げられる。

以上、三点の絵図は田畑を同一色で塗ること、山林部分に精粗はあれ、樹木を描く点で共通する。実際、それらは白杵市立図書館蔵の地籍図群の壬申絵図の特徴であるし、安国寺村の絵図にある小物成の独立は『地券渡方規則』第二六条に対応するものであり、寺院など家屋の描写も壬申絵図の特徴として指摘されている(佐藤一九八六)。

このような旧大分県の壬申絵図の特徴をふまえると、海部郡網代浦字

江浦(現津久見市、大分県立先哲史料館保管)の絵図も注目される。絵図には「豊後国海部郡十六小区網代浦字江浦地引絵図」の内題があるが、年号や戸長らの署名はなく、写とみられる。描写内容は田畑が同一色で、一筆ごとに地番のみが記され、小物成が独立して色分けされ、山林部分には樹木も描かれている。これらは右でみた壬申絵図の特徴と共通していることから、本図も壬申絵図の写である可能性が高い。

なお、旧大分県の壬申絵図は、田畑の色は黄色もしくはそれに近い色であることをはじめ、地目ごとの配色は原則として各郡で共通している。

## (2) 小倉県

### ① 作成状況

小倉県における壬申絵図の作成は、「地券一件」(榊田屋城家文書、大分県立歴史博物館蔵)によって、一定程度知ることができる。これによれば、小倉県では明治五年一月四日に地券発行が布達された。その後、一月一七日、宇佐村(現宇佐市)で開催された区長会議では、七ヶ条にわたって地券発行に關する議題が評議された。その第一条目で「村々耕地絵図之儀」として、小村は一二枚、大村は二四枚の紙を使つて「坪々」を書き出すべきものと定めている。ちなみに、第二条目では耕地番号が議題となり、耕地番号は「古検地帳」や「天保十四卯年書上高反別帳番号」をもって書き出すことが定められている。また、「地券一件」には明治五年一月二七日に小倉県北部の企救・京都・仲津・田川・築城の五郡(現福岡県)から提出された、一二ヶ条におよぶ何書が綴じられている。その第一一条目に、壬申絵図を作成する上での伺いが記されている。

一 村々地引絵図仕立之義、乍恐古田畠之分ハ水帳ニ托シ大略仕、

新開大繩場並無稅之場所絵図ニ委敷記載仕候得者簡易可相成奉

存候

この文言から、壬申絵図作成にあたって、「古田畠」は水帳に依拠し、「大略」を描くという地元の姿勢を確認することができる。これに対する小倉県の回答は「申立之通」というもので、県も右の姿勢を追認していることがわかる。なお、「地券一件」によれば、地券発行に際しては「耕地山林証券調帳」とよばれる帳簿も作成されており、榊田屋城家文書には宇佐郡城村（現宇佐市）の分が伝来している。

以上の点から、小倉県の壬申絵図は、「古田畠」は大略を描いたこと、地番は従前からあるものを踏襲したことが知られる。ただし、小倉県は地券発行が完了せず、途中で地租改正事業に移行したという（佐藤一九八六）。実際、壬申絵図作成の状況は詳らかでない。

## ②特徴

最初に、「地券一件」（榊田屋城家文書）に収載された凡例を紹介しておきたい。

小倉県の壬申絵図の凡例は、海・川・溝・池（青色）、田（白色）、新地（白色に朱点）、畠（黄色）、屋敷畠（黄色を白枠で囲む）、新畠（黄色に朱点）、屋敷畠之内是迄無税地（黄色に朱色枠の白点）、野山（緑色）、山林（灰色に樹木を描く）、大縄場（灰色）、荒地（茶色）、隠地（白色、「ゴシ」と記される）、道（赤線）の一三種である。

つまり、小倉県の壬申絵図は田を白色（無地）とし、田畑を異なる配色としたこと、細かく地目を分けたこと、ただし畑地と屋敷は色で区別されていないことなどを特徴として挙げることができる。

前述したように、小倉県では明治六年二月になって大区小区制が採用されており、大区の記載がない地籍図は、壬申絵図もしくはそれに関わるものと考えられる。

そこで、現存する小倉県域の村々の地籍図をみると、宇佐郡橋津村の絵図（個人蔵）・同郡南宇佐村の絵図（宇佐神宮蔵）・同郡西屋敷村の絵図（大分県立歴史博物館蔵、いずれの村も現宇佐市）の三点で大区の記述がない（後掲の表参照）。

さらに、記載内容を見ると、原則として一筆ごとに字名・地番が記され、地目に応じて着色される。山林部分は朱書で地番が記され、樹木図像が描かれている。特に、橋津村のものは樹種の描き分けもみられ、加

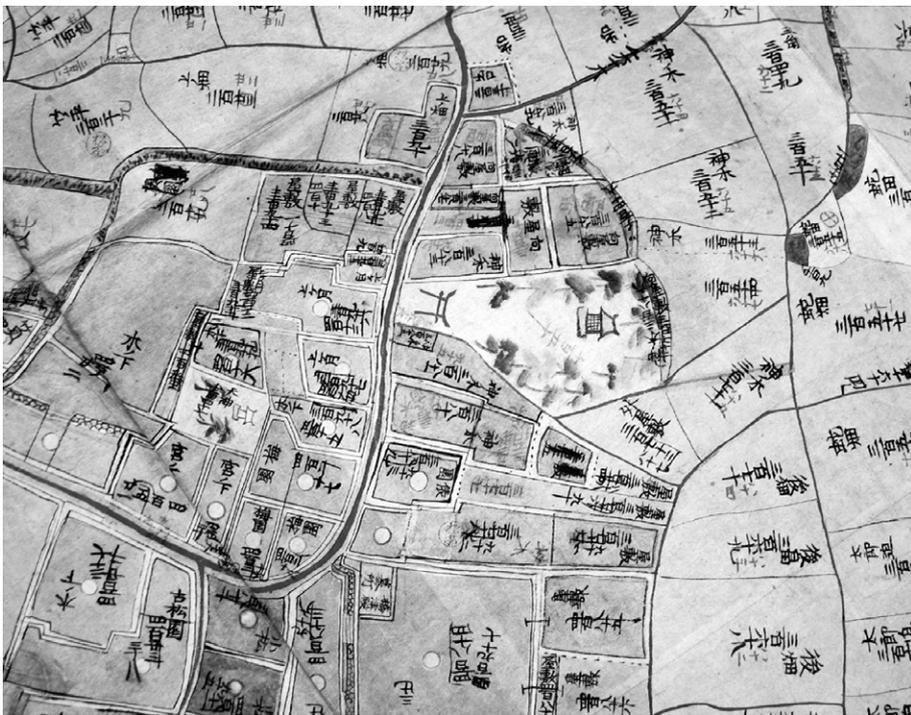


写真3 耕地山林証券図画（橋津村）の部分

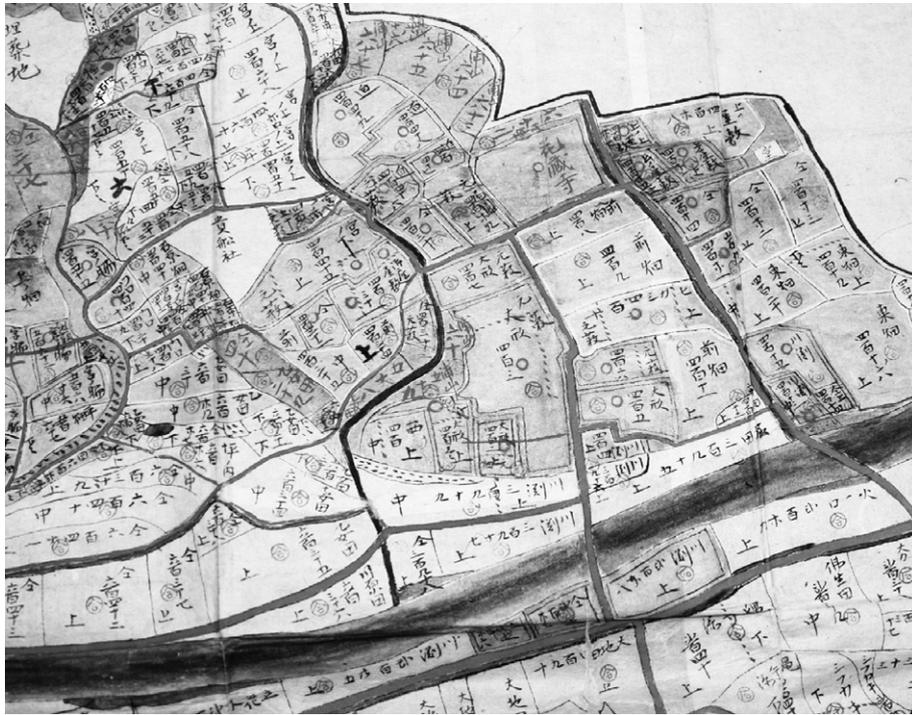


写真4 西屋敷村地図（部分）

えて神社の建物や石垣・土塁が細かく描かれている（写真3）。縮尺は、橋津村の絵図では一〇間一寸五厘、南宇佐村の絵図では一〇間五歩、西屋敷村の絵図は「一〇間五分ノ積り」と統一されていない。このような縮尺の不統一は、壬申絵図の特色として指摘されている（佐藤一九八六）。また、橋津村と南宇佐村の絵図は戸長らの署名のみで、西屋敷村の絵図は戸長らの署判があるものの、縮尺は「一〇間五分ノ積り」などと記さ

れることから、右の三点は、明治六年一二月の大区小区導入以前に作成された絵図、すなわち壬申絵図の写もしくは控とみられる。ちなみに、西屋敷村の絵図には「合」の朱印が一筆ごとに捺されている（写真4）。これは、地租改正時の照合作業に基づくものと推測される。

また、後述する大分県立図書館所蔵の地籍図群のうち、宇佐郡小稲村（現宇佐市院内町）のものは明治一五年四月に謄写されたものだが、「豊前国第九拾五区宇佐郡小稲村」の内題をもち、原本作成時の区长麻生雄三らの名も写されている。本図は、大区の記述がないこと、区长名などから、原本は壬申地券地引絵図と判断される。

旧大分県および小倉県の壬申絵図に関しては、基本的に写もしくは控が伝存しており、原本と明確に認められるものは確認できていない。ただし、宇佐郡橋津村のものは「耕地山林証券図画」という外題（後掲の表参照）も含めて、描写内容も原図をよく踏襲したものと見える。なお、白杵市立図書館と大分県立歴史博物館が、壬申絵図を最もまとめて収蔵する機関である。

## ②地租改正地引絵図について

### （一）旧大分県

#### ①作成状況

旧大分県での地租改正は、明治六年九月三日に各大区へ通達があり（『縣治概略』第四）、翌年四月一九日には「地租改正二付人民心得書」が布達されている（『縣治概略』第五）。地租改正絵図の作成経緯は詳らかでないが、『縣治概略』には絵図に関する布達が見える<sup>(3)</sup>。

その中で、地租改正絵図作成の様子を端的に物語るのが、明治九年五月九日付の「租第五拾三号 地図云々達」である（『縣治概略』第一二）。

今般地租改正二付、村方ニテ相製候地図ノ義、兼テ達置候次第モ有

之候處、既ニ調製差出候区内モ有之候得共、未夕着手セサル小区或ハ着手スト雖モ厚ク相心得サルヨリ只該村ノ周圍及本道ノミヲ分見シ畝歩盛込等ニ至テハ旧図ヲ暗写スル様ノ義有之趣不都合ノ事ニ候、尤無用ノ失費ヲ省キ候義ハ勿論ニ候得共、元來地図ノ義ハ実地点檢後証ヲ要スル為メ相設ケ候モノニ付、旧図ヲ以テ席上ニ暗製スル等粗漏ニ涉リ、実地不引合ノ義有之候テハ第一改正重要ノ御旨趣ニ違反シ人民周年ノ勞力モ徒勞ニ属シ候義ニ付、区戸長ニ於テモ一層注意シ右様粗漏無之様一村所屬ハ枝道溝渠ニ至ル迄可成分見シ、畝歩等実地ニ就キテ綿密調製致シ候様、篤ト説諭ヲ加ヘ遅緩不相成様可致、此旨相達候事（読点などは引用者に拠る）

ここでは、地租改正絵図が地域で作成されたこと、明治九年五月段階で地租改正絵図を提出していない村があったこと、提出された絵図には壬申絵図を写したものがあつたことを示している

ちなみに、旧大分県の地租改正は、そして、明治九年五月二十五日付の「租第五拾九号 改租御指令済達」と同年六月二二日付の「租第七拾四号 地租改正云々達」（『縣治概略』第一二）が改正業務終了を伝えている。しかし、地租改正絵図の作成は、地租改正業務終了を宣言した時点で県内全村で完成したわけではなかった。明治九年七月二八日の「租第九拾壹号」は、「地押絵図」を八月二〇日までに提出するよう命じている（『縣治概略』第一三）。さらに、明治九年十一月二二日の「租番外三」では「地租改正ニ付地押絵図之儀ハ、租第九拾壹号ヲ以テ相達候通最早成功可致之處、今以テ何儀モ不申立等閑打過候小区モ有之」とあり、隣村との境界を明確にすることを命じている（『縣治概略』第一四）。なお、この布達には「九大区・一〇大区除キ」という註が付されている。ここでいう九大区は宇佐郡、一〇大区は下毛郡で、いずれも小倉県に属していた地である。ここから、明治九年一月には小倉県域の村々からは地

租改正絵図が提出されたことが窺える。

## ②特徴

旧大分県の地租改正絵図について、まず地目ごとの配色をみると、例えば駄原村絵図（大分県立歴史博物館蔵）の凡例は次のとおりである。田（黄色）、畑（朱色）、宅地（橙色）、官有地（白色）、山林・原野・藪（緑色）、水（青色）、他村（灰色）、道路（朱線）の八種が記されている。

これは大分県立図書館所蔵の地籍図群や臼杵市立図書館の地租改正絵図と基本的に共通し、右の地目表記と配色は旧大分県の地租改正絵図の特徴といつてよい。明治九年五月二二日付の「租第五拾四号 地引絵図云々達」では、凡例や色分け、縮尺を明記するよう指示があるものの、具体的な事柄は示されていない（『縣治概略』第一二）。ただし、右でみたように、現存する地籍図は原則として地目ごとの配色が共通することから、旧大分県が統一基準を示したことが想定される。

このように、旧大分県では壬申絵図と地租改正絵図が地目表記や配色の面で明瞭に区別できることがわかる。描写内容を見ると、駄原村絵図は一筆ごとに地番と地目が記されるが、大分県立図書館蔵の地籍図群もみると統一されていない。

ところで、大分県立図書館には多くの明治期作成の地籍図が所蔵され、同館は大分県で明治期作成の地籍図を最もまとめて所蔵する機関である。今回の共同研究では一八地点が調査されたが、これら地籍図群は大分郡・速見郡・玖珠郡・宇佐郡のものから成る。このうち、宇佐郡のものは後述することとして、残りの絵図のうち、地租改正絵図とみられるものは大分郡のものが二六点、速見郡と玖珠郡のものが各々一点ある。このうち、大分郡関園村（現大分市）は明治九年三月、同郡直野内山村（現由布市庄内町）は同九年八月の年紀を有するが、これら二点以外は作成

年代が明確でない。

縮尺については明治九年一月二五日付の「租第六号 地引絵図調製方云々達」では、絵図の縮尺を一〇間一歩五厘を基本とし、一間五厘でも許可するとした（『縣治概略』第一一）。しかし、大分県立図書館の地籍図群をみると、一間五厘の他に一間三厘のものも確認でき、一間五厘が七町村、一間三厘が八ヶ村となっている。ちなみに、旧大分県の地租改正絵図に関しては、小区ごとに特色があると指摘されている（三河・川名二〇〇五）。縮尺の面では、第三大区十一小区（現在の由布市庄内）の三ヶ村では「一間六尺」の表記で統一されている。

以上、旧大分県と小倉県の地租改正絵図の作成過程などを概観した。旧大分県では、絵図の完成は遅れ、前で触れたように「旧図ヲ暗写スル様ノ義有之趣不都合ノ事」と指摘されたように、旧図すなわち壬申絵図を書写する村が所在したこと、小倉県では壬申絵図が地租改正絵図に転用され得たことは留意されよう。両県での地租改正絵図の作成については地租改正事業が、いわば壬申地券発時の成果に立脚する部分が少なかつたことが知られる。

## （2）小倉県

### ①作成状況

明治六年十二月二日付の「小倉県第百五十五号」によれば、小倉県では翌七年一月から地租改正事業に着手するとし、同年三月二四日付の「小倉県第四十四号」では四月一日から官員を管内に派遣し、郡ごとに「調所」を設置すること、「調所」では地租改正の事務と地押調査等を取り扱うことを定めている<sup>(4)</sup>。そして、明治七年三月二九日付の「小倉県第三十四号」で一九条からなる「地押条例」を通過している（「地租改正一件」、榑田屋城家文書、大分県立歴史博物館蔵）。

このうち、地租改正絵図に関わって留意される条文として第六条と第

七条が挙げられる。

まず、第六条では、「昨癸酉年外地押」の時に「一筆限十字絵図」を作成したが、今回は村方の控帳に認めるものの、提出は不要としている。次に、第七条では各村で下調べが終了し帳簿ができた段階で官員が調査に行くことを述べ、その際には「村々大絵図」を事前に提出するように定めている。この大絵図は、「昨癸酉年地券局ヨリ相達候通、田畑宅地一筆限境引并山林原野海川溜溝色分ヶ方、其外都テ詳細取調可差出事」と規定しており、地租改正絵図のことを指すものと考ええる。

ところで、明治七年七月六日に宇佐郡（現宇佐市）を管轄した四日市地租調所が出した通達には、次のような記述がある。

一 昨年地押二付差出候大絵図相渡シ可申二付、仮番相設ヶ有之候荒地・山林原野・社寺其外悉地番号出入改正帳簿と一同二差出可申候事

但、最前相達候通耕地・宅地二而仮令ハ五百番迄ニ終リ居候ハ、五百一番、五百二番、五百三番之荒地・原野・山林・社寺其他之種類混同者不苦候二付、実地ノ景状ニ拠片押ニ番号相加え可申、尤川溝道者成可クハ未番ニ致候様可相心得事

ここでいう「大絵図」は、「昨年地押二付差出候」とあることから、壬申絵図を指すものとみられ、右の通達は大絵図をいったん地元に戻して、帳簿類とともに提出するように求めているのである。つまり、小倉県では壬申地券の発行は完了しなかったが、宇佐郡域では壬申絵図が作成されていたこと、こうした壬申絵図が地租改正絵図に転用され得たことが窺える。なお、小倉県の地租改正は、明治八年六月一〇日の布達によって前年で改正事業が終了したことがわかる<sup>(5)</sup>。

②特徴

前述した行政区画の変遷をふまえた時、表題などに「第〇大区〇小区」の記述があるもの、あるいは「明治七年改正」という地租改正事業に関わる記載があるものが小倉県の地租改正絵図もしくはそれに関わるものといえる。

このような規準で、小倉地域の村々の地籍図をみると、宇佐郡上高家村絵図、同郡城村絵図、(いずれも大分県立歴史博物館蔵)、同郡久兵衛新田絵図(広瀬資料館蔵)あるいは同郡日足村絵図(個人蔵)の四点を地租改正絵図として挙げるができる。このうち、久兵衛新田のものは、「日田広瀬控」の朱書があり、控として作成されたものである。次に、城村のものは戸長城家が独自に書写したもので、凡例に「自家所有地」とある点の特徴である(写真5)。また、日足村のものは図中に「明治十六年三月廿二日写之」とあるが、例えば地籍編成でみられる道や溝に地番も付けられておらず、書写の契機は明確でない。上高家村の絵図も、法量からして明らかに縮小されたもので、写といえる。

これらを見ると、地目の配色は基本的に壬申絵図と同じである。しかし、壬申絵図と異なる点として、建物の描写あるいは山林における樹木図像がなくなること、本・新田や本・新畑の区別がなくなり、凡例の数が減ること、屋敷は「宅地」と表現されて一つの地目として独立することが挙げられる。

こうした描写内容の特徴もふまえて、小倉地域の地籍図をみると、地租改正絵図に関わるものとして、さらに宇佐郡尾永井村絵図(個人蔵)と同郡金丸村絵図(個人蔵、いずれの村も現宇佐市)の二点を挙げる事ができる。<sup>6)</sup>前者は、図中に文字情報が記されていないが、宅地が図中で特化されて表現されていることから、地租改正絵図の写と考える。後者は、宅地が畑と同一色で特化されておらず、山林部分には樹木図像もあることから、壬申絵図の可能性もあるが、「区長樋田魯一」と記され、

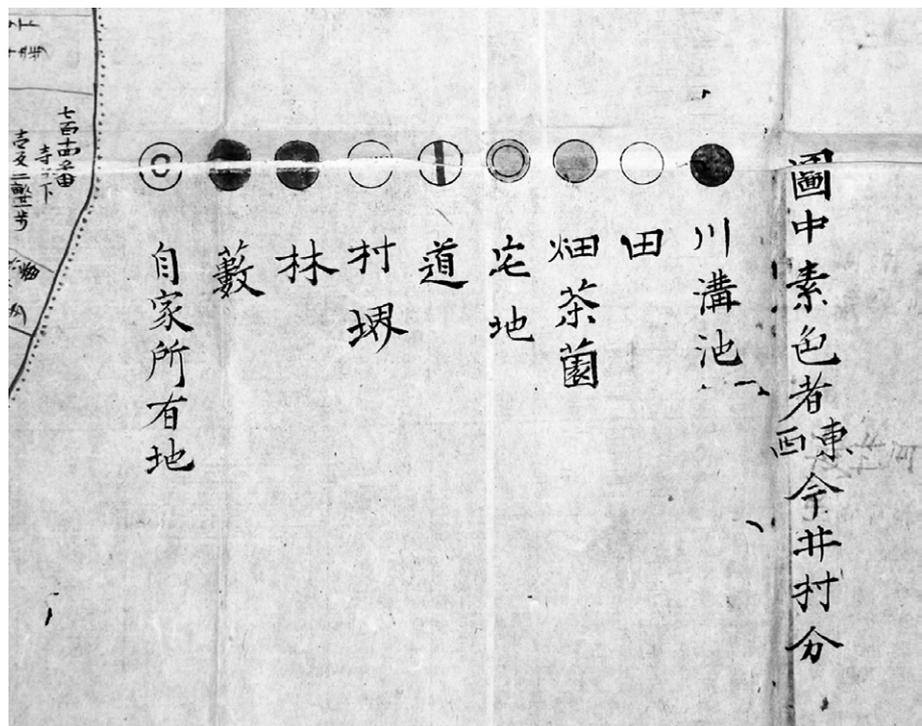


写真5 城村巨細絵図の凡例

金丸村が所在する地域で樋田が「区長」と呼ばれるのは明治六年一二月の大区小区制導入後のことであり、図中で宅地は赤丸が付けられ畑と区別されていることもふまえ、ここでは地租改正絵図に関わるものとした。なお、金丸村の絵図は図中に「明治十八年十二月十五日 謄写人長野良三郎」とあるが、地籍編成でみられる道や溝に地番も付けられておらず、書写の契機は明確でない。

地租改正絵図について、現在の所確認できている小倉県の現存例はほとんどが控もしくは写で、原図は確認できていない。一方、旧大分県の地租改正絵図については、大分県立図書館所蔵のものが典型として位置付けられよう。

### ③ 地籍編成地籍地図について

#### ① 作成状況

旧大分県では明治八年二月二三日付の丙第廿二号（『縣治概略』第七）で地籍編成取調の布達が出されているが、その後の経緯は明確でない。また、小倉県でも明治九年段階の合併まで地籍編成事業が遂行されたかどうか、現段階では不詳である。

いずれにしても、地籍編成の動向が確認できるのは、小倉県と旧大分県の合併後の明治一二年になってからである。明治一二年一〇月二五日付の「租達第三拾三号 地籍編製之達」（『縣治概略』第廿五）は、明治八年に地籍編成の布達を出したものの「地租改正・郡村改革等ニテ往再押移候得共到底調査ヲ遂ケサレハ往々不都合ニ付自今着手ノ積リニ候条」と調査が滞っている状況を伝え、「至急取調方着手可致、此旨相達候事」と述べている。そして、同年一二月一八日には地籍編成の管内のとりまとめを明治一三年三月と命じている（『縣治概略』第廿五）。その後の地籍編成の経緯は明確でないが、明治一五年三月二四日付の大分県乙第四四号は、「荒地鍬下地年季明井地目変換地・地価修正及地籍編纂取調」のため、官員が出張した折には関係書類を整えることを通達している（『大分県報』大分県公文書館蔵）。これをみる限り、明治一五年三月段階には地籍編成が各地で一定程度実施されていたことが知られる。ただし、地籍編成地籍地図（以下、地籍地図と略する）の作成経緯の詳細は、現段階では諸史料で確認できない。

#### ② 特徴

大分県において、地籍地図の分析はこれまで実施されてきていない。その中で、地籍地図の可能性があるものとして留意されるべき絵図がある。

一つは、大分県立図書館蔵の地籍図群のうち、明治一五（一九）年に謄写された宇佐郡の絵図である。前述した小稲村以外は、「明治七年改正」

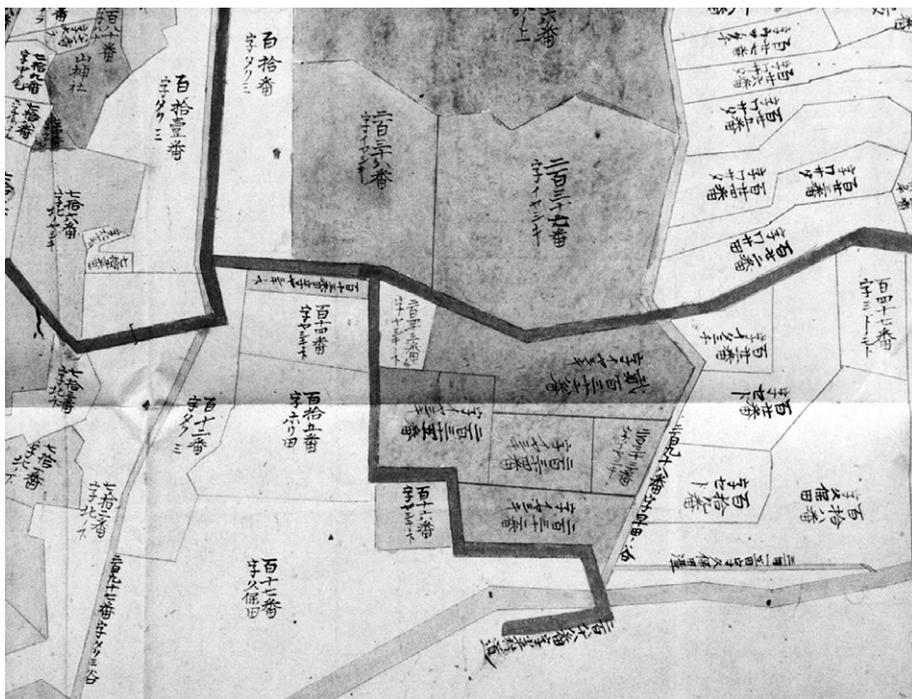


写真6 宇佐郡滝貞村絵図（部分）

の文言などがあり、地租改正絵図を謄写したものとみられるが、これらは原則として川や溝・溝に地番が付されている(写真6)。前述したように、小倉県では明治七年七月六日の四日市地租調所の通達に「川溝道者成可クハ未番ニ致候様可相心得事」とあり、実際に小倉県の地租改正絵図をみても溝や道に地番はみられない。また、そのほとんどで、地目として寺社や堂宇やその跡地が独立して色分けされるなど、謄写された地籍図には地域の土地利用の在り方をより明瞭に把握しようとする作成背景を窺うことができる。

知られているように、地籍編成は官・民有地の土地全体に地籍を編成することを目的とする事業であり、地籍地図では道路や堤防・水路の敷地などにも改めて地番が付けられることを原則とした(佐藤一九八六)。この点もふまえると、大分県立図書館蔵の宇佐郡の地籍図群は地籍編成に伴い、地租改正絵図などを謄写して作成されたものと考えられる。ちなみに、宇佐郡は小倉県であり、これらの絵図は小倉県の地租改正絵図の配色を踏襲し、基本的に水田を白色(無地)とする<sup>(8)</sup>。調査した三三三のうち、三三三がこのタイプで、残りの二点は田(黄色)、畑(桃色)、宅地(橙色)という旧大分県の地租改正絵図の配色で描かれている。こうした配色の違いは、謄写に際して配色は従前の絵図を基本的に踏襲した場合と大分県のそれにあわせる場合があったことを窺わせる。

なお、宇佐郡浜高家村の絵図(現宇佐市、大分県立歴史博物館蔵)は、「明治十六年七月謄写」とあり、謄写当時の戸長の署判がある。この絵図も道路や溝などにも地番が付けられており、地籍編成に伴い謄写作成された可能性が指摘できる。ただ、原図が壬申絵図か地租改正絵図かは、文字情報もなく詳らかでない。

次に留意されるものが、速見郡立石村(現杵築市山香町)の全村図(写真7)と字限図(字本町と字山口、写真8)および凡例(いずれも大分県立歴史博物館蔵)である。字限図は、一筆ごとに地番と地目・面積が

記され、道や溝にも地番が付されている。地目ごとに着色され、図中には「総数七拾六枚之内、五拾壹番字山口」などと記されている。

また、凡例が独立してあり、そこには地目と各々の色名、さらに色の内訳、縮尺、製図人の記載がある。まず、地目とその色名および色の内訳をみると、次のとおりである。

官有地(白、無地)、田地(黄、雌黄)、畑地(紅、淡狸臙脂)、宅地(白茶、大赭石)、山林(萌黄、五黄・五藍)、原野(草、六黄・四藍)、埋葬地(焦茶、五臙・五墨)、堤塘(鶯茶、三黄・三藍・四墨)、水地(水色、藍)、他村(薄墨、淡墨)、畦畔(中墨、濃墨)、道路(赤、濃朱)

他に、字界・村界・郡界が示され、宅地部分には寺社各々でマークが定められていたことも確認できる。製図人は、立石村の胡麻鶴岩八<sup>(9)</sup>と向

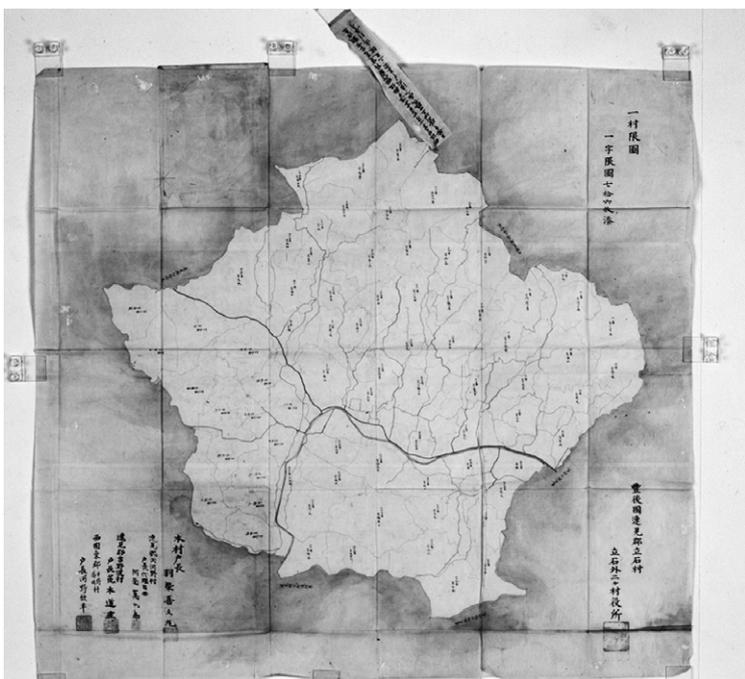


写真7 速見郡立石村全図

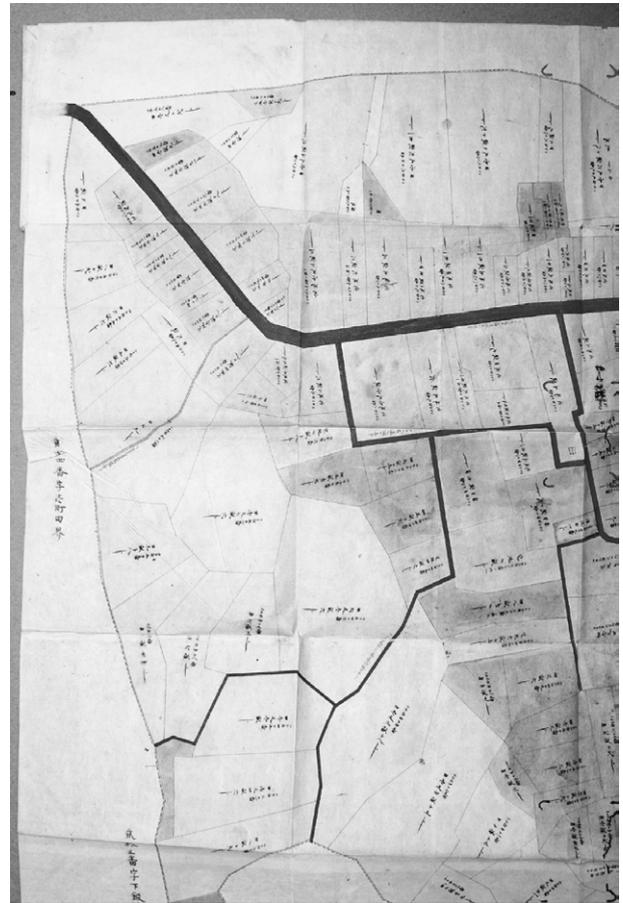


写真8 立石村字図(字本町)拡大

一連の調査の成果である。この更正地図は、一筆図と字限図および全村図という三種類の地図の作成が指示されたというが、現在法務局などに保管されているものは基本的に字限図である。全村図については、一部が大分県立図書館―大分郡の村を中心に五六点を確認している―や臼杵市立図書館に所蔵されており、こうした状況は更正地図移管の際に分離したためと指摘されている〔三河・川名二〇〇五〕。

ところで、現在法務局などで確認できる更正地図の調整年をみると、例えば国東半島域をみても、国東半島東部の西安岐村大字吉松(現国東市安岐町)では明治二十四年五月、南安岐村大字山口(現国東市安岐町)では明治二十五年一月などと「土地台帳規則」施行以後に調整されたものが確認できる。現段階で、大分県全体で更正地図の調整年は明確になし得ないが、明治二四・五年に完成したのも少なくないとみられる。

野村(現杵築市山香町)の大内範二の二人で、更正地図作成以前の明治一九年五月に完成したことが記されている。なお、縮尺は全村図で一四曲尺一厘(六十分の一)、字限図は一間曲尺一步(六百分の一)であった。こうした立石村に関わる一群の地籍図は、凡例の地目の冒頭が官有地であること、地番や全村図の小字が更正地図と異なること、道や溝などに地番が付されていることからして、地籍地図の可能性が大きいと考える。以上の点からすると、大分県では地籍編成に際して作成された絵図には、従前の地租改正地引絵図などを謄写し作成されたもの、一方で新たに絵図が作成されたものの二種があったことが想定できよう。

#### ④ 地押調査更正地図

##### ① 作成状況

更正地図は、明治一八年二月付に布達された「地押調査ノ件」に始ま

こうした更正地図の作成は、地租改正絵図などと同じく、地元で測量調整が委託された。玖珠郡岩室村(現玖珠町)の望月家には地押調査段階の測量日誌が残されており、地押地図の作成経過を一定程度知ることができる(望月家文書、大分県立先哲史料館蔵)。これによれば、岩室村では明治一九年二月にまず地元の作成責任者である「地主惣代」などが投票で決まり、同年五月から「地押測量」が開始された。調査は少なくとも翌二〇年二月まで行われたことがわかるが、「測量日誌」の記述は二月一二日の後は八月一日まで記載がなく、調査の完了時期は不明である。

なお、更正地図の作成は外部に委託する場合もあった。例えば、朝来村大字明治(現国東市安岐町)では宇佐郡神子山新田(現宇佐市)の上条直次郎と西国東郡佐野村(現豊後高田市)の伊東富十郎が、あるいは富来村大字浜崎(現国東市国東町)では島根県那賀郡追原村の岡田徳三

郎が更正地図を調整している。

## ②特徴

更正地図は、一筆ごとに地目と地番、等級が記される。ただし、一筆内に「丁三」などのように耕地の枚数を記す場合があり、東国東郡成仏村や横手村（ともに現国東市国東町）などの山間部の村で多く確認できる。こうした事例は、『地図調整式』の第十二項にある「棚田ノ如キ一筆内細小ノ区画アリテ一々畦畔ヲ記入シ難キモノハ、枚数ヲ掲記シ、別紙ニ記載添付スルモ妨ケナシ」（佐藤一九八六）という姿勢を窺わせる。そして、「丁三」といった記載は、更正地図に描かれた地割が必ずしも現地の状況すべてをそのままに示したものでないことを端的に示しているよう。

ちなみに、大分県では、更正地図の写が個人に所蔵される場合がある。前述した玖珠郡岩室村の望月家がその一例であるし、宇佐郡金丸村（現宇佐市）では更正地図を調整した方のもとに、一村全体の字限図の写が伝わる。この他、溜池築造などの諸事業の実施にあたって写され、結果として事業の中心になった家などに伝存する場合もある。例えば、西国東郡草地村（現豊後高田市）の深迫池など築造の際には、築造場所となった地の字限図が写されている（鶴海家文書、大分県立歴史博物館蔵）。あるいは、明治四二年に東国東郡富来町大字深江（現国東市国東町）が耕地改良事業を実施した際には、事業対象地となる小字の字限図を写し、接合した図面（深江耕地整理地区現形図）が作成されている<sup>10</sup>。こうした事例は、更正地図が土地に関する基礎図面として受容されたことを伝えている。

また、更正地図作成に関わる資料類は少なくない。一筆図を集成した「野取帳」や調査の経緯を伝える「落取調帳」などの帳簿類は、例えば望月家文書や旧国見町熊毛支所文書（大分県公文書館蔵）などにまと

まって伝存する。特に、熊毛支所文書は地押調査段階の帳簿類がまとめて伝存しており、貴重である。

ちなみに、大分県では一連の「地押調査」で小字の統合と地番の付け替えが実施され、地番は一村の通し番号であった。豊後高田市田染出張所蔵の資料群には、「新旧字番号対照表」と題する、新旧の字名と地番を対照させた帳簿がある。このような帳簿が各村で作成されたは不明という他ないが、ある意味村役場でこうした対照表を必要としたほど、大分県の「地押調査」では小字統合と地番の付け替えが徹底したともいえる。さらにいえば、「地押調査」は地名という歴史資料の消滅の大きな要因ともなったことを示している。

大分県の場合、明治期の地籍図というと、更正地図を指す場合がほとんどであり、実際に法務局や市役所・町村役場あるいは個人と各所に伝存する。しかし、更正地図に比べると、壬申絵図や地租改正絵図、地籍図は伝存例があまり多くない。また、その多くは地域から離れる形で図書館や博物館などに保管されているのが現状である。

## おわりに

以上、大分県における明治期作成の地籍図の概要を述べてきたが、最後に明治期作成の地籍図と近世との関わりについて若干触れておきたい。旧大分県および小倉県の壬申絵図や地租改正絵図では、縮尺表現などで大区ごとの違いなどはみられるものの、近世の支配領域あるいは郡などの単位で配色や表現が大きく異なる事例は、現在確認できていない。

その中で、現在確認できる点として留意されることは、地番すなわち土地に番号を付けることである。前述したように小倉県宇佐郡では、壬申地券作成の際に耕地番号（地番）は「古検地帳」や「天保十四卯年書上高反別帳番号」などをもとにしたという。残念ながら、天保一四年（一八四三）の帳簿を確認できていないが、少なくとも天保一四年の宇佐郡

域では耕地に番号が付けられていたことを伝えている。また、国東郡中田村（現国東市国東町）の庄屋中野家に関わる史料群（国東市歴史体験学習館保管）中の文化二年（一八〇五）作成の「田方番附帳」でも、地番が確認できる。あるいは、速見郡真那井村（現日出町）の絵図（渡辺家文書、大分県立先哲史料館蔵）は、耕地に番号が付けられている。いわば、これらは一部の例であるが、明治政府による一連の土地政策の出発点である壬申地券発行は、近世に付けられた地番の一つには基礎としたこと、言い換えれば近世の権力による土地把握の成果に立脚していたことを確認することができる。そして、壬申地券発行段階での調査成果は、地租改正事業にも援用された。その意味で、近世の成果を清算しようとしたのが、「地押調査ノ件」に始まる一連の調査と更正地図の作製であった。

小稿は、限られた知見に基づくものであり、取り上げることができなかった課題も多い。例えば、各種地籍図の悉皆調査や関連資料の詳細な分析、小倉県の地籍図は宇佐市以外では未調査の状況にあること、あるいは郡ごとの地籍図の詳細な比較検討などが挙げられるが、これらの点は今後の課題としたい。

註

- (1) 小倉県の行政区画の変遷は、『福岡県史料叢書 第五輯』（一九四九年、のちに『福岡県史料』別輯として一九七三年に名著出版から復刻）および小野精一「大宇佐郡史論」（一九三一年、一九七二年に再刊）などに基づく。
- (2) 梶田屋城家文書の内容などについては、櫻井「梶田屋城家文書目録」（『大分県立歴史博物館研究紀要』7、二〇〇六年）を参照。
- (3) 『縣治概略』には、地租改正業務に伴う各地からの問い合わせをまとめた「大分県地租改正指令日報」が掲載されている（『縣治概略』第八）。これをみると、地租改正絵図に関する規定はない。ただし、絵図作成の前提となる土地の丈量について、興味深い記述がある。

例えば、明治七年一〇月三日付の第五大区一四小区から提出された伺（二八ヶ

条）の第二条には「従前用來候反別ハ其藩々区々ノ方法ヲ以地押検地等致シ、或ハ数年來歩数不改モ有之」とある。ここから、壬申地券発行における調査も統一した間竿で実施されなかったことを窺わせる。なお、同条によれば第五大区では六尺三寸竿を使用していたことも記されているが、県は間竿については疑義を呈していない。

- (4) 『福岡県史料叢書 第四輯』（一九四九年、のちに『福岡県史料』別輯として一九七三年に名著出版から復刻）。なお、明治七年三月二四日付の「小倉県第四十四号」は、「地租改正一件」にも綴じられている。
- (5) 前掲註（4）。
- (6) この他、宇佐郡域では、四日市町と長洲村（ともに現宇佐市）の地租改正絵図の所在を確認したが、今回は詳細調査に至らなかった。
- (7) 前掲註（1）の小野著書。
- (8) 水田を白色としたものうち、畑地も小倉県の地籍図を踏襲し黄色としたものは二九点である。さらに、このうち宅地を橙色もしくは桃色で特化したものは一点を数える。
- (9) 胡麻鶴岩八は、自由民権運動に参加し、『豊後立石史談』（一九二三年、一九七七年に歴史図書社から復刻）を著しており、地域史研究という面から重要な人物である。
- (10) この図は縮尺は二二〇〇分の二に縮小されている。『豊後国国東郷の調査 本編』（大分県立歴史博物館 二〇〇九年）に付図として収載した。

参考文献

佐藤甚次郎『明治期作成の地籍図』古今書院 一九八六年  
 出田和久「大字一畑小地名図と大分県における地籍図の作成」（『大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館』豊後国都甲荘2）一九八九年。  
 三河雅弘・川名 禎「臼杵における地籍図類の作成経緯とその特色」（『臼杵市所蔵絵図 資料群調査報告書』臼杵市教育委員会 二〇〇五年）。  
 出田和久「壬申地券地引絵図の可能性のある安国寺部落絵図について」（『豊後国国東郷の調査 本編』大分県立歴史博物館 二〇〇九年）。

（大分県立歴史博物館、国立歴史民俗博物館共同研究員）  
 （二〇一〇年九月二十八日受付、二〇一〇年十一月三〇日審査終了）

表1 大分県内の地籍図類(旧小倉県を中心に)

旧国名	旧郡名	旧村名	現行市・町・村名	名称(外題)	作成年月日	法量縦(cm)	法量横(cm)	図中記述	種類	縮尺	方位	記載内容	凡例	署名その他	所蔵者
豊後国	大分郡	駄原村	大分市	大分県豊後大分郡駄原村地図 貳枚之内一	-	97.8	171.8	豊後国大分郡第三大区 二小区駄原村 貳枚之内	全村図	壹間以五厘	四支十字	地番・地目	数(8)田・畑・宅地・山林原野 敷・道・水・官有地・他村	署名 有(12人) 印判	大分県立歴史博物館
豊後国	大分郡	駄原村	大分市	大分県豊後大分郡駄原村地図 貳枚之内貳	-	157.7	140.2	なし	全村図	-	東西南北	地番	なし	署名 有(14人) 印判	大分県立歴史博物館
豊後国	速見郡	米子瀬村	杵築市 山香町	第二大区十小区米子瀬村地引絵 図	-	99.7	100.6	なし	全村図	-	なし	地番	数(6)耕地・道・池川・山林・他 村・大縄場・村受	なし	大分県立歴史博物館
豊後国	速見郡	山口村	杵築市 山香町	第二大区十小区山口村地引絵 図	-	135.5	124.8	第二大区十小区山口村	全村図	-	なし	地番	数(6)田畑屋敷・山林・原野・大 縄場・池川・道路・他村	なし	大分県立歴史博物館
豊後国	速見郡	立石村	杵築市 山香町	立石村貳拾五番字 本町之図	-	76.8	76.0	総数七拾六枚之内貳拾 五番字本町 之図 豊後国速見郡立 石村	字限図	-	なし	地目・地番	なし	なし	大分県立歴史博物館
豊後国	速見郡	立石村	杵築市 山香町	立石村五拾壹番字 山口之図	-	75.0	78.0	総数七拾六枚之内五拾 壹番字山口 之図 豊後国速見郡立 石村	字限図	-	なし	地目・地番	なし	なし	大分県立歴史博物館
豊後国	速見郡	立石村	杵築市 山香町	凡例	-	76.0	78.1	-	-	-	なし	-	数(15)官有地・田地・畑地・山 林・原野・埋葬地・堤防・水池・ 他村・畦畔・道路・字界・群界・ 村界	署名 有(2人) 印判	大分県立歴史博物館
豊後国	速見郡	立石村	杵築市 山香町	立石村全図	-	73.5	78.2	一村限図 一字限図 七拾六枚	全村図	-	なし	字名・字界 村界・道・ 川	なし	署名 有(4人) 印判	大分県立歴史博物館
豊後国	国東郡	安国寺村	国東市 国東町	[安国寺部落絵図] (明治6年)	(明治6年)			安国寺部落絵図 明治 六年調之	全村図	-	なし	地番・所有 者	数(7)田畑・道・山林・水・藪ハ 小物成 成・海川・他村・外二畑色	署名 有(2人) 印判	個人
豊後国	海部郡	網代浦	津久見市	豊後国海部郡十六 小区網代浦字 江浦地引絵図	-	63.8	52.0	なし	字限図	-	なし	地番	数(6)道路・田畑屋敷・山野荒 地・海川・他村境・小物成場	なし	大分県立先哲 史料館保管
豊前国	宇佐郡	西屋敷村	宇佐市	[小倉県第九十区 豊前国宇佐郡西 屋敷村地図]	-	73.7	147.6	小倉県第九十区豊前国 宇佐郡西 屋敷村地図	全村図	十間曲尺五 分ノ積り	東西南北	字名・地 番・等級	数(13)本田・本畑・新田・新 畑・山林・藪・荒地・屋敷畑(無 税地)・屋敷畑・隠田畑・道・村 界・国界	署名 有(4人) 印判	大分県立歴史博物館
豊前国	宇佐郡	上高家村	宇佐市	<上高家村地引絵 図>	-	31.8	106.8	小倉県第八大区四小区 上高家村	全村図	-	東西南北	字名・地 番	数(6)田・畑屋敷・荒地・山植立 林・溝川池・村境	署名 有(2人) 印判	大分県立歴史博物館
豊前国	宇佐郡	城村	宇佐市	明治七年改正地租 改正調 城村巨細輿図東西 三割 東図	-	77.0	200.8	なし	全村図	-	東西南北	字名・地 番 ・反別	数(9)田・畑茶園・道・川溝池・ 宅地・林・藪・村界・自家所有地 図中無地者東西今井村分	なし	大分県立歴史博物館
豊前国	宇佐郡	城村	宇佐市	明治七年改正地租 改正調 城村巨細輿図東西 三割 中図	-	201.4	57.8	なし	全村図	-	東西南北	字名・地 番 ・反別	数(9)田・畑茶園・道・川溝池・ 宅地・林・藪・村界・自家所有地 図中無地者東西今井村分	なし	大分県立歴史博物館
豊前国	宇佐郡	城村	宇佐市	明治七年改正地租 改正調 城村巨細輿図東西 三割 西図	-	177.4	95.4	なし	全村図	-	東西南北	字名・地 番 ・反別	数(9)田・畑茶園・道・川溝池・ 宅地・林・藪・村界・自家所有地 図中無地者東西今井村分	なし	大分県立歴史博物館
豊前国	宇佐郡	浜高家村	宇佐市	[地引大絵図 浜 高家新田]	明治16年 7月10日 謄写	127.0	73.6	地引大絵図 浜高家新 田	全村図	-	東西南北	字名・地 番	数(10)田地・畑地・持山・宅 地・道・溝海・荒地・埋葬地・汐 溜・汐除塩釜敷	署名 有(1人) 印判	大分県立歴史博物館
豊前国	宇佐郡	上高家村	宇佐市	<上高家村地引絵 図写>		115.2	328.9	なし	全村図	-	なし	地番	なし	なし	大分県立歴史博物館

旧国名	旧郡名	旧村名	現行市・町・村名	名称(外題)	作成年月日	法量縦(cm)	法量横(cm)	図中記述	種類	縮尺	方位	記載内容	凡例	署名その他	所蔵者
豊前国	宇佐郡	橋津村	宇佐市	耕地山林証券図画第九十一区宇佐郡橋津村	-	109.7	245.3	なし	全村図	十間二付曲尺壹寸五厘	東西南北	字名・地番・地目	数(13) 本田・本畑・新田・新畑・荒地・屋敷畑(無税地)・屋敷畑・山林・四壁・道路・池・受藪・村境	署名 有(5人) 印判 無	個人
豊前国	宇佐郡	日足村	宇佐市	明治七年改正宇佐郡日足村縮図	明治16年3月22日写	312.2	110.4	明治七年改正 明治十六年三月廿二日写之 佐藤武雄	全村図	-	東西南北	字名・地番	数(11) 池川溝・本田并社寺石塚埋葬地・畠・山林受藪・荒地・宅地・原野・道・国界・村界	なし	個人
豊前国	宇佐郡	南宇佐村	宇佐市	[小倉県管下第九十一区宇佐郡南宇佐村耕地山林之図]	-	217.4	214.2	-	全村図	拾間二付五歩割	東西南北	字名・地番・地目	数(13) 田・新田・池川溝・畑・屋敷畑・新畑・隠田・野山・山林・請藪・空地・道・村境	署名 有(7人) 印判 無	宇佐神宮
豊前国	宇佐郡	南宇佐村	宇佐市	[大分県宇佐郡南宇佐村全図]	-	133.4	178.3	-	全村図	現地拾間ヲ以テ曲尺三分三厘則貳千分之一	十字	字名・地番	数(11) 田・畑・宅地・山林・原野・土手藪堤塘・埋葬地・道路・川・字界・村界	なし	個人
豊前国	宇佐郡	久兵衛新田	宇佐市	豊前国宇佐郡久兵衛新田絵図	-	64.2	134.3	小倉県管轄第九大区二小区宇佐郡久兵衛新田	全村図	拾間二付曲尺壹寸	東西南北	字名・地番・反別	数(8) 田・畑・宅地・山林・道・川溝・土堤	署名 有(3人) 印判 無	広瀬資料館
豊前国	宇佐郡	金丸村	宇佐市	<金丸村地引絵図写>	明治18年3月25日謄写	157.6	100.7	なし	全村図	-	なし	字名・地番	数(15) 田・畑・持山・畑林成・埋葬地・山林・社地并堂跡・秣場・村界・道路・石塚・池川・原野・持藪・荒地	署名 有(5人) 印判 無 謄写人を含む	個人
豊前国	宇佐郡	尾永井村	宇佐市	<尾永井村地引絵図写>	-			なし	全村図	-	なし	地番・所有者	なし	なし	個人

※ 表題は、基本的に外題を示したが、表中の [ ] は、内題をもとにしたもの。〈 〉 は、内題や外題もなく、調査者が付けた表題である。